

平成30年8月22日（水）

津島市建設産業部都市計画課（角田、松尾）

電話番号 0567-55-9627

＜議案名＞議案51号津島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

1 改正内容

神守下町地区計画の策定に伴い、次のとおり津島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を一部改正します。

- (1) 条例の適用区域に、神守下町地区整備計画区域を追加します。
- (2) 神守下町地区整備計画区域内における、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度及び垣又はさくの構造制限に関する事項を追加します。

2 改正理由

神守下町地区は、昭和60年に土地区画整理事業を前提に市街化区域に編入しましたが、その際、土地区画整理事業の完了までは、乱開発を抑制するため、暫定的な取り扱いとして、建蔽率30パーセント、容積率50パーセントという土地利用に厳しい制限を設けました（これを暫定用途地域といいます）。

しかしながら、その後30年以上、土地区画整理事業は実施に至らず、土地の有効活用の観点からも制限の見直しが急務となっています。

このため、当地区も平成28年3月の神守中町地区整備計画に引き続き、都市計画法に基づく「地区計画」の制度を活用して暫定用途地域を解消し、土地の有効活用を図っていきます。

地区計画では、道路や公園などの整備方針のほか、その地区内で建築できる建物用途などについても制限しますが、これらを実際に制限するためには、建築基準法に基づく市条例で、制限事項等を規定することが必要となります。

3 参考事項

施行期日 平成30年10月1日